

# 全国夜間保育園 利用児(者)実態調査

—子ども・子育て支援新制度下での夜間保育園—

2019. 9. 30

全国夜間保育園連盟

【完成版】

## ごあいさつ

全国夜間保育園連盟

会長 酒井 義秀

1981年、ベビーホテル対策として創設された当時の夜間保育でありましたが、時代の流れとともに、利用者の多様な勤務形態に柔軟に対応してきました。

全国夜間保育園連盟では設立当初より、「夜間保育が子どもの心身の発達に悪影響を及ぼすのか」をテーマに、子どもの発達や養育環境、保育環境など、保育の質向上に向けた調査研究を継続してきました。

2010年(平成22年)には「全国夜間保育園利用者調査」を実施しました。調査において、

- ①夜間保育園存続のための特別な制度設計・公的補助の必要
- ②0歳児入所から卒園までの長期間利用割合の多さとそれに対応した長期的なカリキュラムの策定の必要性
- ③長時間、深夜におよぶ利用者の子育て支援、生活支援の視点の必要性
- ④ひとり親世帯のための福祉的、保健的な視点の支援の必要性
- ⑤雇用不安定な利用者が比較的多い

といったことが明らかになりました。これに先駆けて(2008年)に採択された「大阪宣言」とともに、私たちは社会における夜間保育の役割の大きさに心を引き締めたものです。

調査から、ほぼ10年が経過し、新制度になり夜間保育園を取り巻く環境も変化しつつあります。また、「貧困問題」、「雇用の不安定さ」、「不適切な養育」、そして「虐待」とますます子育てしにくい、不寛容な社会が親子に大きくのしかかっているような印象をうけます。

2019年、令和元年に夜間保育を利用する子育て家庭は10年前とどのような変化があるのか、または変わらないことは何か。今回の調査で見えてくる現状と課題が10年先に向かって踏み出す夜間保育園の一步となることを期待しています。

調査分析及び報告は、文教大学名誉教授 櫻井慶一先生と芦屋学園短期大学准教授 大江まゆ子先生のお二人に担っていただきました。櫻井先生は長年、夜間保育園連盟の調査研修におきまして、ご指導いただき、多大なるお力添えを頂いております。感謝の念に堪えません。

また、調査に協力いただきました全国夜間保育園連盟加盟の各夜間保育園の園長先生方、諸先生方に深く感謝申し上げます。

**2019年(令和元年)6月**

6月に作成されました全国夜間保育園利用児(者)実態調査【暫定版】は、第31回全国夜間保育園経験交流研修会第1分科会において櫻井先生より報告されました。その後追加された実態調査資料を基に、櫻井先生と大江先生による集計・統計処理により今回【完成版】として仕上がりました。改めて感謝いたします。

**2019年(令和元年)9月**

## 《 目 次 》

ごあいさつ

### 《 第 I 部 》(「2019 年夜間保育園概況調査①」「夜間保育園連盟園児調査—基礎データ—」から)

1、調査の概要	4
(1) 調査の目的	
(2) 調査主体と対象	
(3) 調査の方法	
(4) 調査の期間と調査票の回収	
(5) 調査の分析と報告書の作成	
2、調査結果	5
(1) 夜間保育の概況	5
1) 定員充足状況等	
2) 定員充足率の推移	
3) 保育サービスの概況	
4) 夜間勤務者への特別配慮と採用時の工夫	
(2) 利用者の概況	13
1) 性別児童数	
2) 年齢別の利用児数と比率	
3) 入園時の年齢	
4) 家族形態	
5) 登園時間、降園時間と実際の利用時間	
6) 利用類型別の利用児童数	
7) 夕食の摂食状況	
8) 父母の職業と雇用形態	
9) 保育料の階層	
10) いわゆる「気になる子」、「心配な親」の利用状況	
11) 特記事項 (自由記述)	
《 第 II 部 》 ( 「保育概況調査②」 から )	26
1、子ども・子育て支援新制度後の保育や運営上の変化	
2、保育の計画作成や実施上の留意点	
3、夜間保育園を利用する親子の姿を見ての気になる点や心配な点	
3、全体(第 I 部・第 II 部)のまとめ —現状と課題—	37
《参考資料 (調査用紙)》	
1、2019 年 夜間保育園概況調査 ①	
2、保育概況調査 ②	
3、夜間保育園連盟園児調査—基礎データ—	
あしがき	42

## 《 第 I 部 》

### 1、調査の概要

#### (1)調査の目的

子ども・子育て支援新制度の施行により、全国的に保育所等が激増している。しかし、夜間保育園の制度が創設され間もなく40年になろうとしている今日でも、その設置数は全国で81園にとどまり、これまでその制度の確立・充実のために中心的に活動してきた全国夜間保育園連盟に加入する夜間保育園の数もいまだに60園(令和元年5月1日時点)である。

この間、夜間保育園は、地域社会の重要な生活支援、子育て支援拠点施設の一つとして大きな役割を果たしてきた。さらに、児童虐待や「働き方改革」が大きな社会問題となっている今日では、夜間保育園の存在は地域社会や家庭の子育て支援の最後のなくてはならないセーフティーネットの一つとなっている。

今秋(2019年10月)からは幼児教育の無償化が実施される予定である。夜間保育園利用家庭の世帯状況の詳細な実態把握は現時点でしかできなくなる可能性があるため、夜間保育園の今後のあり方を考える基礎資料とするため、1996年度調査、2010年度調査に引き続き、一部項目を修正・追加して調査を緊急に実施することとしたものである。

#### (2)調査主体と対象

全国夜間保育園連盟事務局が企画し、実施した。実際のその回収、分析、報告書等の作成は依頼により、櫻井慶一(文教大学名誉教授)及び大江まゆ子(芦屋学園短期大学准教授)が共同で行った。調査対象は、2019年5月1日現在、全国夜間保育園連盟に加入している60園である(令和元年5月1日、同連盟加入者名簿 参照)。

#### (3)調査の方法と質問表

各園長の責任のもとで、質問用紙に記入された回答をインターネットに添付しての回収調査。質問表は施設の概要を知るための(1)「2019年夜間保育園概況①」、主に新制度実施後の保育園の状況を知るための(2)「保育概況調査②」、在籍児童や保護者の属性、世帯状況等を個別に詳しく知るための(3)「夜間保育園連盟園児調査」の3種である(本報告書末の参考資料参照)。なお、調査は連盟会長から各園長に対し、研究の目的や方法、内容、意義等の説明を事前に口頭で行い、参加・協力は任意であることの同意を得て行われた。

#### (4)調査の期間と調査票の回収

調査期間は2期に分けて実施した。第1期は2019年5月1日～6月15日で、6月29日刊行の【暫定版】でまとめた。回収数が26園と少数であったので、第2期調査を7月1日～8月15日とし、7園の追加を得た。総計33園(回収率55.0%)で今回の【完成版】とした。他に連盟賛助会員の昼間保育所からの回答が1園の合計34園であった。なお、(3)「夜間保育園連盟園児調査」から得られた利用者の詳細な個人データ数は、1105人分であった。

#### (5)調査の分析と報告書の作成

上記2名が集計及びその結果の分析・解説、報告書原文の作成等を行い、印刷・製本は全国夜間保育園連盟事務局が行った。

## 2、調査結果

### (1) 夜間保育の概況

#### 1) 定員充足状況等

回収された33園の「2019年夜間保育園概況①」および「夜間保育園連盟園児調査」から見える定員充足状況や保育サービス、施設の運営概況は以下の表(1)のような状況である。

(各表の集計結果は、原則として小数第2位を四捨五入しているので合計が100%にならないところがあるが、各表中では概数で便宜的に100%として処理した。また、データの一部に記入が無いものを除いて集計しているところでは母数が異なる場合があるが、その場合は原則として各表の下に(注意)書きをおこなった)。

表(1) 夜間保育園概況表

保育園番号	定員	在籍児童数	定員充足率	併設園の有無 (両園の保育形態)	併設園の定員	併設園の現員	法人所有施設数 (当該施設を除く)
1	30	30	100%	あり(合同)	139 (2園分)	139 (同)	2
2	30	31	103.3%	あり(単独)	90	102	5
3	30	21	70%	あり(合同)	90	91	5
4	45	45	100%	あり(合同)	30	30	2
5	20	19	95%	なし			6
6	50	50	100%	なし			2
7	45	43	95.6%	あり(単独)	60	54	1
8	40	38	95%	あり(単独)	60	67	1
9	30	31	103.3%	なし			10
10	30	22	73.3%	あり(合同)	120	119	10
11	30	31	103.3%	あり(単独)	250	262	17
12	50	55	110%	あり(合同)	90	92	5
13	30	37	123.3%	あり(合同)	120	117	2
14	45	45	100%	あり(合同)	135	131	3
15	30	24	80%	あり(合同)	80	86	2
16	55	61	110.9%	あり(合同)	110	124	3
17	30	30	100%	なし			7
18	40	41	102.5%	なし			3

19	50	51	102%	なし			9
20	65	60	92.3%	なし			3
21	30	23	76.7%	あり(合同)	120	120	1
22	20	22	110%	あり(合同)	100	101	1
23	60	58	96.7%	なし			2
24	30	16	53.3%	あり(合同)	120	85	1
25	30	29	96.7%	なし			5
26	74	74	100%	なし			1
27	30	22	73.3%	あり(合同)	170	166	1
28	30	49	163.3%	あり(合同)	90	116	16
29	45	52	115.6%	なし			1
30	30	34	113.3%	あり(合同)	345	351	25
31	30	17	56.7%	あり(合同)	230	125	1
32	50	38	76%	なし			7
33	60	52	86.7%	なし			19
計	1294	1251	96.7%	あり 60.6%、なし 39.4% (合同 48.5% 単独 12.1%)	2549	2478	179 (平均5.4 施設)

(注意) 保育園番号は回収順であり、連盟の名簿順ではない。

表(1)から、併設園を除く夜間保育園の定員充足率の単純平均を求めると、33園で定員1294人に対し、1251人の在籍児童数であるので、一園あたり人数は約38人となり、定員充足率は96.7%となった。回収率が必ずしも高くないことも考慮しなければならないが、定員充足率は次の表(2)でみるように、1996年調査や2010年度調査に比較してやや低下傾向にある。また1園あたりの在籍児童数も2010年調査では40人であったので、小規模化の傾向にある。

表(1)から分かるように、今回調査では全体の54.5%の18園が定員ちょうどまたは定員超過で、最高は163%であった。また15園(45.5%)が定員割れの状況で、最も低かったのは53.3%であった。過去調査に比較して相対的に定員割れ園が増大している傾向である。

夜間保育園の(昼間)併設園などの有無については20園(60.6%)が併設園を所有し、13園は夜間保育園単独設置であった。併設園のある20園のうち、夜間保育園単独で保育を実施している園は4園であった。他の16園は昼間の保育園児と合同での保育時間を設定していた。なお、併設園を所有する20園について併設園だけの定員充足率を求めると、20園で2549人の定員に対して、在籍児童数は2478人であるので、定員充足状況(97.2%)は単独園とほぼ同じである。併設園の有無が夜間保育園の定員充足率に影響しているわけでは

なさそうである。

今回初めて調査した当該夜間保育園を除いた法人としての所有施設数を見ると、表のように33園で179施設であるので、当該法人は、夜間保育園の他に平均5.4施設を所有していることが分かった。夜間保育園を単独で運営している法人はなく、夜間保育園の定員割れ分を昼間の併設園や他の法人施設でカバーしているのではないかと推測された。

表からは、夜間保育園の在籍児童数の最大は74人(1園)で、50人を超える園が9園、反対に、在籍児童数の最小は16人で、10人台(3園)と20人台(7園)の小規模園が10園あった。

昼間の一般の保育園でも、都市部での大規模化と過疎地などでの小規模化が同時に起きているのが近年のわが国の保育界の状況であるが、夜間保育園についても同様な傾向が感じられる。また、表では分からないが定員割れ園は地域に関係なく存在していた。夜間保育園でも定員割れ対策が課題になる地域もあり、制度の改善やまたその運営方法に工夫が必要であることを示唆している。

## 2) 定員充足率の推移

ちなみにこの20数年間の夜間保育園の定員充足率の推移をみたものが表(2)である。1996年10月1日時点の夜間保育園連盟が実施した調査結果＝『多様化する夜間保育園第3回全国夜間保育園連盟実態調査報告書』(以下、1996年調査と略記する)や、『平成22年度 全国夜間保育園利用者調査 改訂版』(以下、2010年調査と略記する)と比較すると、やや低下傾向にあることが感じられる。そのことは表だけではわからないが、1996年調査当時も、2010年調査当時でもそれぞれ約3分の2の園が定員を充足していたので、今回調査で定員を充足している園の割合が54.5%しかなかったことは、夜間保育園に関しては定員の充足率はかなり悪化しつつあると言わざるを得ない状況である。

表(2) 夜間保育園の定員充足率推移

	1996年調査	2010年調査	2019年今回調査
定員合計	1006人	1286人	1294人
在籍児童数	1003人	1344人	1251人
充足率	99.7%	104.5%	96.7%

(注意)1996年調査では回答のあった保育園数は31園、2010年調査では34園。

### 3) 保育サービスの概況

#### ① 開所時間の概況

夜間保育園の大きな特徴の一つに、その開所している保育時間が長いということがある。夜間保育園の正規の開所時間は、午前 11 時から午後 10 時までであるが、地域の実情に応じて、午前前倒し、午後延長などの方法で実際の開所時間はかなり長い時間をカバーしているのが実情である(周知のように、保育園の開所時間は現在では通常の 11 時間の保育時間に加えて、午前 7 時間、午後 7 時間の各延長保育が認められているので、24 時間開所が可能である)。本書末の参考資料 3 の「夜間保育園連盟園児調査」にもとづき、開所から終了までの保育時間を大まかにまとめたものが表(3)－1である。

表(3)－1 夜間保育園の開所時間と終了時間

開始時間	終了時間(開所時間)	保育園数
午前 6 時 40 分～6 時 50 分	午前 1～2 時(18 時間 40 分～19 時間 10 分)	3
午前 7 時	午後 10 時(15 時間)	7
午前 7 時 30 分～8 時	午後 10 時(14～14 時間半)	4
午前 7 時～8 時 30 分	午前 0 時～午前 2 時(16～19 時間)	12
午前 7 時～8 時 30 分	同左(24 時間)	2
午前 9 時	午後 11 時(14 時間)	1
午前 9 時	午前 2 時(17 時間)	2
午前 11 時	午前 3 時(16 時間)	1
午後 2 時	午前 2 時(12 時間)	1

33 園中で最も多いのは、午前 7 時から 8 時半の間に開所し、午前 0 時～2 時までのもので全体の 3 分の 1 強の 12 園であり、ついで午前 7 時から午後 10 時まで開所している 7 園である。24 時間開所も 2 園あった。いずれにせよ、1 園を除き、開所時間は 14 時間以上の長時間となっている。夜間保育園の基本時間と考えられている午前 11 時～午後 10 時で対応できる児童数は限られており、午前または午後の延長保育との組み合わせでそれぞれの家庭の必要な保育ニーズが充足されているのが実情である。

#### ② 一時保育及び学童保育の概況

夜間保育園が長時間の開所時間を有するという特徴を生かして多様なニーズに応え、様々な保育サービスを提供していることは必ずしも知られていない。そのサービスの代表的なものとして、一時保育と学童保育がある。それらをまとめたものが表(3)－2である。

夜間保育園を利用していた家庭で一番困困ることの一つが、小学校就学に伴う小学校からの帰宅後の学童の保育保障である。また、深夜にも及ぶ一時保育は、地域差があるが、地域の保育ニーズが高いものと推測される。



表(3)-2 一時保育と学童保育の実施状況

		一時保育	
		有	無
学童保育	有	10	5
	無	11	7

今回調査では、学童保育と一時保育の両方を実施していたのは、10園、どちらも実施していない園は11園であった。夜間保育園の利点・特性を考慮すると、この実施率は必ずしも十分とは考えられないが、その理由の一つとして表だけではわから

ないが、こうした事業が保育園単独の自主事業として行われている実情があるということをお知らせされる。このうち一時保育事業では9園が園の自主事業(サービス)であり、同様に学童保育でも8園がそうであった。

ちなみに学童保育では保育園の開所時間に合わせて午後10時を超えて深夜まで小学生を受け入れている園もあったが、そのうちの8園は自主事業としてのそれであった。こうした自主事業としての展開の理由には、学童保育や一時保育の実施上の制度的基準が昼間保育所を基本にしていることから、夜間では利用人数が少なくて利用できないことが推測される。深夜にまでおよぶそうした保育サービスが制度的なものではなく、園による自主事業によって行われている現状は夜間保育園の当面の大きな制度改善課題の一つに思われる。

#### 4) 夜間勤務者への特別配慮と採用時の工夫

##### ①夜間勤務者への特別配慮と採用時の工夫の概況

保育サービス概況の直接的な内容ではないが、夜間保育園関係者の切実に困っている問題に、職員の採用、定着(育成)などの問題がある。保育士不足は全国共通であるが、とりわけ夜間勤務ということで敬遠されがちな面があるので、今回調査ではその実態について尋ねた。夜間保育園の経営に携わるものでは、興味深い質問と思われるので、その詳細を明らかにしておきたい。

表(4)-1 「夜間勤務者への配慮」、「採用時の工夫」の有無

	夜間勤務者への配慮	採用時の工夫
有	29(87.9%)	21(63.6%)
無	4(12.1%)	12(36.4%)
合計	33(100%)	33(100%)

夜間勤務者への配慮や採用時の工夫の有無等についてまとめたものが表(4)-1であり、具体策の詳細をまとめたものが表(4)-2である(1園の自由記述に複数の数の視点が記されていた際は視点ごとにデータを分割し、分析を行った)。

## ＜＜ 夜間勤務者への配慮 ＞＞

夜間勤務者への配慮については 29園 (87.9%) が「あり」と回答している。「なし」と回答した 4園 (12.1%) のうち、3園は保育終了時刻 22 時の夜間保育園である (残りの 1園は午前 2 時終了)。22 時に終了するとしたその内の 1園では、「在籍児の兄、姉が小学生になると母親が勤務時間を短縮したり職場を変えたりして迎え時間が 20:00 頃になった」との記載があり、夜間勤務への配慮がないと回答した園では、比較的早く保育終了時刻を迎えることができていることが推察される。

夜間勤務者への配慮の実際としては表(4)－2のように、【給与面】、【健康面】、【通勤面】が多く確認された。また、【生活面】、【安全面】や【その他】として＜福利厚生＞などの配慮が実施されている。最も多く回答があったのは＜夜間手当・加算＞であり、33 園中、15 園が記載していた。夜間に及ぶ勤務のため、各園で工夫しながら【給与面】の配慮を実施していることが窺える。次いで、【健康面】の配慮が多く挙げられ、夜間勤務を行う職員の体調、健康管理への配慮が多く実施されている。【通勤面】では保育終了時刻が深夜帯になるため＜タクシー利用＞や、マイカー出勤が必要となるため＜駐車場提供・料金補助＞がなされている。

また、【生活面】での配慮として少数ではあるが＜子育て世帯への配慮＞がなされ、夜間保育施設で勤務する職員自身の子育てへの配慮が実施されていることは着目すべき点であると考えられる。

表(4)－2 夜間勤務者への配慮の具体策

【大項目】	＜小項目＞	頻度	テキストデータ
【給与面】	＜夜間手当・加算＞	15	夜間手当
			給与加算
			夜勤手当の支給
			深夜勤務手当
			京都市の夜間業務手当が月額 5000 円、園は独自で 10000 円の手当てをつけている
			深夜手当を支給している
			深夜手当等賃金の改善
			年間固定の 22 時から 26 時までの勤務者：基本給の 25% を深夜手当で支給 (月額 45,000～47,000 円)。時給者にはこの時間の時給を 2000 円。
			手当支給等
			手当 (1回 3,000 円) の支給
			手当を支給
			夜勤手当支給
			夜間手当支給
			夜間手当 15,000 円支給
夜間手当がある。			
【健康面】	＜勤務形態の工夫＞	8	夜間勤務が負担にならないよう人員配置と勤務シフトに配慮
			人事交流で夜間延長勤務ばかりにならない様にする
			交代勤務制
			超遅番の翌日は、早番にならないような配慮をしています。

			翌日の勤務時間はシフト調整	
			シフト調整。深夜専属の嘱託職員を配置。	
			ローテーション制	
			インターバル勤務体制をとっています	
	<健康管理>	4		体調管理について声をかけ、年に2回検診を受けている
				日勤に比べて短い勤務時間の設定
				業務量の調整
				時間外労働が発生しないようにする
	<休暇確保>	3		1日10H勤務、週40H勤務にすることで休暇を確保している
				有休等完全消化
			有給希望日の事前聞き取りと取得の保障(可能な限り)	
【通勤面】	<タクシー利用>	7	タクシーで帰宅できる。	
			深夜勤務の方にはタクシー補助	
			タクシー代を支給	
			交通費支給	
			土曜日のみ深夜3時終了のためタクシーの送り	
			タクシーの利用	
	<駐車場提供・料金補助>	4		帰宅時タクシー利用
				駐車場料金補助
				マイカー通勤の駐車場を無償提供
				駐車場の確保
<通勤時の配慮>	1		専用駐車場の利用	
			天候不順時は、最寄駅又は自宅まで車で送る	
【生活面】	<子育て世帯への配慮>	2	小さい子がいる職員には担当させない	
				子育て世帯は外す
【安全面】	<安全管理>	1	警備員の配置	
【その他】	<福利厚生>	3	系列施設の格安利用	
			夕食代サービス	
			夕食時間は休憩に含まない	

#### 《 採用時の工夫 》

採用時の工夫については先の表(4)－1に見るように、21園(63.6%)が「あり」と回答し、12園(36.4%)が「なし」である。「なし」と回答した内の2園からは、「併設園の為、昼間と夜間の職員が一緒にローテーションを組んで勤務しているので夜間保育の回数はそれ程多くはない」、「昼間保育園を併設しているため夜間保育園を経験してもらい異動希望があれば昼間保育園の経験もしてもらおう」といった記載があった。夜間勤務の大変さを法人内の移動によって軽減し、夜間保育園に勤務する保育士の確保を実現していることがうかがえる。

採用時の工夫の具体策をまとめたものが表(4)－3である(表(4)－2と同様、自由記述に複数の視点が記されていた場合は、視点ごとにデータを分割し、分析を行った)。

表(4)－3 採用時の工夫の具体策

項目	頻度	テキストデータ
【夜間保育園の魅力の伝達】	5	夜間保育であることの説明の中に、必ず昼間保育園ではできない、やりがいのある仕事だということを伝える。
		保育施設の希望見学や事前の質問を受け、現場の保育士の話聞く
		就職説明会の実施
		夜間保育の魅力をアピール 夜間勤務もあるが、その分プライベートな時間の有効活用が出来ることのアピールをする。
【法人採用による負担軽減】	4	新人採用時は本人の希望施設を優先。
		昼間園から経験してもらう
		法人で昼夜一括雇用。深夜勤務者を極力減らし、1年単位で異動。
		法人として採用し、夜間への配属あり
【夜間手当の説明】	3	夜間特別手当支給
		夜間勤務手当 30,000 円／月 支給
		また夜間のみ別諸手当あり
【勤務形態・待遇への配慮】	3	ワークライフを考え勤務時間、勤務シフトについては特に配慮
		待遇面の考慮
		小規模事業所、多様な時間帯での働き方をアピール。
【勤務環境整備】	3	借り上げ宿舍補助
		子育てを終えたベテラン職員や新卒者を配置
		京都市借上住宅事業制度を利用
【夜間保育の実際の経験】	2	就職前実習及び研修の実施
		見学や体験をし、雇用するか、働くか、お互いに決定する。
【つながりの重視】	2	ボランティア経験者や実習経験者が繋がることが多い
		実習生を優先的に採用するようにしている。

園の自由記述からは、【夜間保育園の魅力の伝達】、【法人採用による負担軽減】、【夜間手当の説明】、【勤務形態・待遇への配慮】、【勤務環境の整備】、【夜間保育の実際の経験】や【つながりの重視】が採用時工夫の具体的項目としてあげられていた。

採用時の工夫として最も多く示されたのは【夜間保育園の魅力の伝達】であった。保育園(保育事業)の魅力を採用時に伝えるということは昼間保育所でも行われていることであるが、夜間保育の魅力や説明、夜間保育園がもつ社会的使命などを伝えることで夜間保育への理解と関心を深め、採用へとつなげていきたいという願いと工夫がうかがわれる。

また、【法人採用による負担軽減】は、採用時工夫なしと回答した前述の2園においても同様の内容が示されており、【夜間手当の説明】、【勤務形態・待遇への配慮】、【勤務環境整備】などと同様、夜間勤務の負担感を和らげる観点からの具体策と思われる。

さらに、【つながりの重視】の「ボランティア経験者や実習経験者が繋がるが多い」といった記述や【夜間保育の実際の経験】からは、まずは保育の実際に触れ、長期的視点をもって夜間保育園で勤務する保育士を育てていきたいとする思いがうかがえる。

## (2) 利用者の概況

### 1) 性別児童数

表(5) 性別児童数

性別	人数
男	560
女	545
合計	1105

表(5)のように、1105人の利用児童数の性別では、男児が560人、女児が545人となっており、男女ほぼ同数である。

### 2) 年齢別の利用児童数と比率

今回調査で回答を得られた夜間保育園利用児童 1044人の年齢区分は下表(6)のようになっていた。0歳児、6歳児の利用児童数は6月1日を年齢の区切りとしたため、相対的に他の年齢に比して少ないが、1歳から5歳児までは比率的には差はほとんどなかった。96年調査では、「0歳児で入園して、卒園まで在園している子どもは必ずしも多くない」(同調査報告書、71頁)とされていたが、近年では、表のように3歳児、4歳児、5歳児の利用比率が96年調査時点に比較して増加している傾向があり、0歳から入園し、そのまま年長児になり、卒園までの長期間にわたり当該保育園にいる率が相対的に高まっている。

表(6) 年齢別の利用児童数(比率)の推移

年齢	1996年調査 利用児童比率	2010年調査利用児童数 (比率)	2019年調査利用児童数 (比率)
0歳	9.6%	132(9.9%)	61(5.8%)
1歳	16.8%	259(19.4%)	167(16%)
2歳	19.1%	227(17.0%)	183(17.5%)
3歳	19.9%	248(18.6%)	214(20.5%)
4歳	15.6%	260(19.5%)	189(18.1%)
5歳	13.6%	199(14.9%)	199(19.1%)
6歳	5.5%	10(0.7%)	31(3%)
合計	100%	1335(100%)	1044(100%)

(注意)①表の人数が先の表(1)の1251人と異なるのは、各園からの実記載分だけ集計しているためである。

②2010年調査の数値は2010年10月30日【改訂版】の数値を用いている。

③2019年調査の年齢は2019年6月1日を基準日として算出している。

### 3) 入園時の年齢

当該夜間保育園に入園した時点の児童の年齢を調べたものが、表(7)である。その半数強の599人(55.6%)が0歳児からの入園であり、2歳までの入園で約90%もの率を占めている。昼間保育所でも近年は低年齢児からの利用が急速にすすんでいるが、夜間保育園で

はすでに四半世紀前近くからそうであった。

その背景には、昼間の保育所とは異なり、夜間保育園の成り立ちには「ベビーホテル」対策の側面が強く反映しており、子どもが0歳の時から夜間保育園を利用せざるを得ないという「生活困難」な家庭への対処がまず何よりも最初に切実に強く求められてきたという歴史的な理由があるからである。

表(7) 入園時の年齢

年齢	1996年調査比率	2010年調査比率	2019年調査人数(比率)
0歳	40.8	58.3	599(55.6%)
1歳	20.8	23	261(24.2%)
2歳	16.6	9.4	92(8.5%)
3歳	10.4	6.4	86(8%)
4歳	6.9	2.2	30(2.8%)
5歳	4.1	0.8	9(0.8%)
6歳	0.4	-	-
合計	100	100	1077(100%)

(注意)表の人数が先の表(1)の1251人と異なるのは、各園からの実記載分だけ集計しているためである。

指摘するまでもなく、こうした特定の保育園での保育の長期間、そして長時間化の当該児童に与える影響は極めて大きいものである。各保育園には子どもたちの情緒の安定のためにより家庭的な環境を用意することや、個別的な配慮を要する児童へのきめ細かな対処が望まれる。夜間保育園にはそれを可能とするスタッフの質的、量的充足が強く求められている。また、各保育園には個々の児童及び家庭状況に応じた卒園(長期間)までも見通した最適な個別の計画を立てる必要性があることはことわるまでもないことでもある。

#### 4) 家族形態

夜間保育園を利用している家庭の家族形態を調べたものが表(8)である。家族形態では、両親家庭が71.7%と多いが、母子家庭率も26.5%ときわめて高く、父子家庭も19人(1.8%)存在し、ひとり親家庭率は合計で28.3%となっている。

夜間保育園の利用者にひとり親家庭が多いことは、関係者では周知のことであるが、表からは1996年調査に比して今回調査では母子家庭等の割合は一見減少しているかのように見える。しかし、2010年調査時よりは上昇しており、ここ数年でその割合がかなり増加している。このことの意味は、次の表(9)以下の利用者動向と合わせて深く考察することが必要と思われる。もとよりここでの母子家庭率は、一般の昼間保育園の平均が6.8%(厚生労働省、「ひとり親家庭の現状について」、27年4月)、父子家庭率が0.8%といわれることと比べると

らばかなり高いことに注意を払う必要がある。

表(8) 夜間保育園利用者の家族形態

	1996年調査人数(比率)	2010年調査人数(比率)	2019年調査人数(比率)
両親家庭	770(68.1%)	995(74.5%)	756(71.7%)
母子家庭	338(29.9%)	322(24.1%)	280(26.5%)
父子家庭	23(2.0%)	19(1.4%)	19(1.8%)
合計	1131(100%)	1336(100%)	1055(100%)

(注意)表の人数が先の表(1)の1251人と異なるのは、各園からの実記載分だけ集計しているためである。母子・父子家庭でも祖父母同居というケースもあるが、今回調査では把握していない。

さらに上表からはわからないが、今回の調査した保育園の中には、24人の在籍児童のうち15人(62.5%)がひとり親である園をはじめ、30人中の18人(60%)、38人中20人(52.6%)の園等々、家族構成が多く一般の昼間保育所とはかなり異なるものがあった。当然、その運営には、両親家庭がほとんどの昼間保育園とは異なるかなり大変な支援の状況が予測できる。保護者特性にふまえたきめ細かな、時にはソーシャルワーク的な対応が求められているのではないかと推測されるのである。

母子家庭・父子家庭などのひとり親家庭の夜間保育園の利用実態については、次の表(9)～(11)の利用時間等の実態、表(12)の利用形態、表(13)の夕食の摂食状況、表(14)～(16)の保護者の職業、雇用形態等および表(17)保育料階層などとも関連させて、もう少し詳細に見ておきたい。

## 5) 登園時間、降園時間と実際の利用時間

### ①登園時間

夜間保育園を利用している児童の通常の登園時間を調べたものが表(9)である。登園時間のピークは一般の昼間保育園と同様に朝の8時～10時であるが、給食(昼食)と夕食の2食が必要かなと推測される時間帯の午前10時からの正午までの登園児も294人(26.7%)もいる。夜間保育園の特色である午後からの登園児童も累計で181人(16.4%)とかなり多い。表にはないが、最も遅い登園児は夕方6時からの2人であった。

表(9) 通常の登園時間

登園時間	人数(比率)	内 ひとり親家庭(比率)
8時になる前	91(8.3%)	27(9.0%)
8時～10時前	537(48.7%)	115(38.2%)
10時～12時前	294(26.7%)	73(24.3%)

12時～15時前	104(9.4%)	50(16.6%)
15時～19時	77(7.0%)	36(12.0%)
合計	1103(100%)	301(100%)

(注意) ①上記数字は時間の記載のあったものだけの数である。

②○時頃との記載は○時として、◇時～□時との記載は◇時として算出した

表(9)から気になることは、正規の夜間保育園の保育開始時刻の午前11時以降に登園する利用層に占める母子・父子などのひとり親家庭率が高いことである。全体では1103人中、ひとり親家庭は301人(27.3%)であるが、10時以後に登園している全体475人中では159人(33.5%)が、さらに午後から登園の全体181人中では半数近い86人(47.5%)がひとり親家庭であった。これらの利用率は、2010年調査時点とほとんど変わりなく、夜間保育園の利用層を昼間保所の一般的な延長保育の問題とは同質に語れない大きな根拠となる。

午後からの時間帯の利用者の多くは、次の表(11)の降園時間が深夜までに及んでいる層と重なる部分が多い。子どもの成長に一般的には良くないとされる夜遅くや深夜の利用がそれらの家庭層に多いことは、たんなる保育対策だけではない特別な夜間保育園対策が必要であることを感じさせる。

## ②降園時間

次の表(10)は夜間保育園利用者の通常の降園時間を調べたものである。ここでも参考までにひとり親家庭の利用児童数を右欄に掲げた。表からは、夜間保育園でも降園のピークは昼間保育園と同様に午後6時～午後8時より前であることが示されている。しかし、夜間保育の規定の午後10時を超えるものが全体で275人(25.1%)もいることが示されている。そのうちの42.5%の117人がひとり親家庭である。しかも一見して分かるように、時間帯が遅くなるにつれひとり親家庭の利用率が相対的に高まっており、それらの者では4割近くが午後10時を超えた時間帯の利用者である。深夜0時を超えた夜間保育園の全体利用者141人のうち83人(58.9%)はひとり親家庭である。夜間保育園が利用者には切実な生活支援施設としてなくてはならないものであることを示している。

表(10) 通常の降園時間

降園時間	人数(比率)	内、ひとり親家庭(比率)
16時より前	4(0.4%)	1(0.3%)
16時～18時より前	134(12.2%)	23(7.7%)
18時～20時より前	385(35.1%)	83(27.9%)
20時～22時より前	299(27.3%)	74(24.8%)
22時～24時より前	134(12.2%)	34(11.4%)
24時～午前2時より前	64(5.8%)	35(11.7%)
午前2時～午前3時より前	77(7%)	48(16.1%)



合計	1097(100%)	298(100%)
----	------------	-----------

(注意) ①上記数字は時間の正確な記載のあったものだけの数である。

②〇時頃との記載は〇時として算出し、◇時～□時との記載は幅が大きかったため除外した。

### ③ 実際の利用時間

表(9)および表(10)をまとめ合わせ、実際に利用している保育時間の長さを表(11)としてまとめた。実際の利用時間をみると、9 時間から 11 時間未満の 406 人(37.1%)をピークに、11 時間～13 時間未満も 358 人(32.7%)と万遍なく分布している。これらのなかには 20 人と少数ではあるが、通常の保育時間が 15 時間あるいはそれを超える児童がいることに驚かされる。しかもその 20 人中 17 人(85.0%)がひとり親家庭の子どもたちである。

断るまでもなく、同じ 11 時間の保育時間でも昼間と夜間とでは、子どもにとっても職員にとっても疲労度がかかり異なる。夜間保育には利用時間の長短だけの問題ではなく、いつの間にか生活リズムや体内リズムが乱れたりする健康への影響が大きく、その上さらに気を付けていなければ、子どもの発達支援の側面からは乳幼児期にふさわしい昼間の生活体験が限られてしまうなどの大きな問題点がある。各夜間保育園はこうしたことは十分理解して、意識してそれらの課題を克服するような保育を展開しているが、就労支援の視点からだけでは総合的な子育て支援の視点が強く求められている。

表(11) 利用している保育時間

利用時間	人数(比率)	内、ひとり親家庭等(比率)
7 時間未満	44(4.0%)	9(3.0%)
7 時間～9 時間未満	181(16.5%)	46(15.5%)
9 時間～11 時間未満	406(37.1%)	95(32.0%)
11 時間～13 時間未満	358(32.7%)	97(32.7%)
13 時間～15 時間未満	86(7.9%)	33(11.1%)
15 時間	7(0.6%)	6(2.0%)
15 時間超～18 時間	13(1.2%)	11(3.7%)
合計	1095(100%)	297(100%)

(注意) ①利用時間は通常登園時刻と通常降園時刻から算出した。

②利用時間は当該児童の通常登園時刻と通常降園時刻から算出した。

さらに、この表の意味をあえて夜間保育園連盟としての制度的な課題と関連させて指摘するならば、周知のように現在の保育園の運営費の担保がおおむね 11 時間とされていることの問題点を指摘できる。夜間保育園では全体の 1095 人中の 464 人(42.4%)が 11 時間以上の利用であり、しかも深夜に及ぶケースも多い。そうした子どもたちへの対応にはパートや非常勤職員ではなく、専任(常勤)の保育士によって担われることが多い夜間保育園では、

その運営費の体系をどうしたら良いのかを根本的に考えさせる実態である。ちなみに、2010年調査でも指摘していることであるが、夜間保育園では13時間を担保する運営費が支給されるならば約9割の園をカバーできることを上表は示している。

## 6) 利用類型別の利用児童数

今回の利用者調査から夜間保育園の利用のされ方のパターンを、保育の終了時刻に着目して表(12)のように大きく6つのタイプに類型化した。従来は、連盟は簡便に保育園の開所時間などを基本に4つ(基本型、午前延長型、深夜型、深夜延長型)の類型化を行ってきたが、今回の利用者の実態をもとに、便宜的にここでは昼間の保育園との対比の意味を含め、もう少し詳細なまとめをおこなった(保育の開始時間については、表がこれ以上繁雑になることを防ぐためにあえて区別はしなかった)。

表(12) 夜間保育園の利用類型別利用児童数

区分・類型	利用時間		利用者人数 (比率)	内、ひとり親家庭 (比率)
	開始時間	終了時間		
①昼間保育園型	午前・午後	午後20時未満	524(49.5%)	107(33.2%)
②昼間保育園超延長型	午前・午後	20時～22時未満	275(26.0%)	71(22.0%)
③一般夜間保育園型	午前・午後	午後22時	70(6.6%)	21(6.5%)
④深夜型夜間保育園	午前・午後	22時超～24時	78(7.4%)	51(15.8%)
⑤超深夜型夜間保育園	午前・午後	24時超	107(10.1%)	67(20.8%)
⑥宿泊型	午前・午後	朝まで	5(0.5%)	5(1.6%)
合計			1059(100%)	322(100%)

(注意)①上記数字は記載のあったものだけの数である。

②〇時頃との記載は〇時として算出した。

③終了時間は通常降園時刻を適用したが、最も遅い降園時刻通常の欄に「宿泊」と明記のあるものについては宿泊型として作表した。

類型別の通常の利用者でもっとも多かったのは2010年調査時と同様に、午後8時より前に降園している昼間保育園型である。全体の半数弱の524人(49.5%)はこのタイプであった。利用時間帯だけの問題でいえば、いわば昼間保育園の代用型である。ただそうした利用者でも、時々あるいは定期的に遅くなるときがあり、夜間保育園ならではの安心感から利用していると想像される。そのことは次の表(13)の夕食を食べる率に反映している。

ついで、②午後10時未満の昼間保育園の超延長型で、275人(26.0%)の利用があった。それ以下のタイプはかなり分散しているが、利用者数別では、国の夜間保育園の規定の午後10時までの利用の70人(6.6%)よりも、午前零時までの深夜型利用者が78人(7.4%)、超深夜型利用者が107人(10.1%)と多いのが目を引く。ここでもまたその利用者に占めるひとり親家庭の率が相対的に高いことが一目瞭然である。ちなみに⑥の宿泊型利用者は全てひとり親家庭である。

表からわかるように8割強の児童は午後10時までに降園している。ちなみに、2010年調

査では、20時までに降園するものが全体の49.3%、22時までで降園するものは78.5%、24時までに降園するもの89.9%となっていたので、降園時間には今回調査でもあまり変化は見られなかった。

表(9)～(12)の結果から言えることは、前回調査からも感じられたことであるが、利用層が昼間保育所(代用)型と夜間保育園という特性に踏まえたコア=中核の利用層に分極化しているといった言いすぎであろうか？ その典型がひとり親家庭での利用のされ方であるが、22時を超える者が123人と4割近いことに驚かされる。長時間、夜遅くまでひとり親は働かざるを得ず、関連してその保護する児童が夜遅くまで保育園に預けられているという「負の連鎖」状況が良く分かる結果である。

夜間保育園の将来展望を描くとき、①の一般の昼間保育所型ニーズにどこまで対応するかはすべての保育園に基本の必須のことでありあえて述べるまでもないが、③以後の夜間保育園独自の機能を質・量ともにどうやったら強化・発展させられるのかが問われている。

## 7) 夕食の摂食状況

夜間保育園の規定上、またその利用形態上の大きな特徴に、昼食に加えて夕食をとるという2回の給食制度がある。もちろん、夜間保育園の利用児童のすべてが毎日食べているわけでないことは、先の表(10)でも午後8時になる前に帰宅している児童が多いことから推測されるが、全体の95%近い児童は、回数は児童により異なるが夕食をとっている。表(13)はそれをまとめたものである。週に3回以上食べる児童は767人(74.2%)、3回未満は266人(25.8%)の総計で1033人であった。なかでもひとり親家庭の子どもたちでは、293人の8割を超える244人は週に3回以上の利用であった。

調査の回答形式が「週3回以上食べる児童」と「週3回未満食べる」児童に分けたため正確な数は厳密には把握できなかったが、表には無いが、回答票の基礎データには丁寧に週6回(毎日)摂ると書いてあるものが合計102人もあったことを付記しておきたい。その他にも週3回以上という中には、実際には降園時間を参考に考えると、週6日、あるいは週に5日食べるものの割合はかなりの率に上ると推測された。

夕食の時間はどの夜間保育園も1日の中でも最も家庭的な時間として大切にしているものであるが、現実的なニーズも高いことを示す結果である。保育士に加えて、夕食調理のスタッフ、献立内容、食材などを含めた一層の充実が期待されるゆえんである。

表(13) 夕食の摂食状況

週に3回以上食べる児童数 (内、ひとり親家庭の人数)	週に3回未満食べる児童数 (内、ひとり親家庭の人数)	合計
767(244)	266(49)	1033(293)

(注意) ①上記数字は夕給食および家族形態の回答の記載があったものだけの数である。②月に数回程度食べる児童でも週に3回未満にカウントした。

## 8) 父母の職業と雇用形態

### ① 父母の職業

保護者(父母)のそれぞれ職業について調べたものが表(14)である。今回の職業区分は2010年度調査と比較するためにあえて同じように16に分けた。⑪の会社員区分の中身があまりいまいであるので、本表は参考程度にみていただければということであるが、それでも各職業割合は前回調査とほぼ同様であり、一定の傾向は感じられる。

実際の職業別では父母共に⑪会社員の割合が高く(父親、29.8%、母親20.4%)、ついで父親では技能職(18.8%)、母親では飲食サービス業従事者(22.2%)の順となっていた。それ以下ではかなり分散している。夜間保育園利用者の特徴として、母親、父親ともに職種のばらつきが非常に大きいということがあげられる。夜間保育園利用者を、「〇〇の職種で働く人が多い」というような一般化は男女ともにかなり困難である。

表(14) 父親・母親の職業

職業	父親数(比率)	母親数(比率)
①飲食サービス業自営	117(15.1%)	57(5.5%)
②飲食サービス業従事者	71(9.2%)	229(22.2%)
③遊戯系サービス業自営	3(0.4%)	0
④遊戯系サービス業従事者	2(0.3%)	9(0.9%)
⑤教育職	19(2.5%)	50(4.8%)
⑥技能職	146(18.8%)	114(11.0%)
⑦販売業自営	22(2.8%)	13(1.3%)
⑧販売業従事者	41(5.3%)	90(8.7%)
⑨専門技能職	46(5.9%)	102(9.9%)
⑩公務員	23(3.0%)	19(1.8%)
⑪会社員	231(29.8%)	211(20.4%)
⑫福祉職	17(2.2%)	45(4.4%)
⑬在宅(内職)	1(0.1%)	5(0.5%)
⑭無職	1(0.1%)	37(3.6%)
⑮その他	23(3.0%)	27(2.6%)
⑯不明	12(1.8%)	24(2.3%)
合計	775(100%)	1032(100%)

(注意)職業の報告があるものみの集計である。

### ② 夜間保育園の父母らの雇用形態

表(14)に関連して、その雇用形態をみたものが次の表(15)である。正規雇用の率は父親で93.9%、母親が70.6%となっていた。表にはないが、2010年調査に比較して父親の正規雇

用率は、最近の人出不足を反映してなのか 10%近く増加していた。しかし一方、母親ではこの間ほとんど変化がなかった(70.7%→70.6%)。後にも述べるように、母子(ひとり親)家庭に関してはかなり不安定な雇用状況が現在でも継続していると感じられる。

表(15) 父親・母親の雇用形態

	正規雇用(比率)	契約(比率)	パート他(比率)	その他	合計
父親	680(93.9%)	13(1.8%)	9(1.2%)	22(3.0%)	724(100%)
母親	657(70.6%)	44(4.7%)	201(21.6%)	29(3.1%)	931(100%)

(注意)それぞれ実記載人数分のみの集計である。

### ③ひとり親家庭の職業

ひとり親家庭(母子、父子)の299人の回答者のうち、職業で最も多かったは、表(16)にみられるように、②飲食サービス従事者の96人(32.1%)であった。ついで会社員57人(19.1%)である。職業は先の表(15)と同様にかなりばらついているが、その中で、いわゆる母子家庭等の貧困問題に関連して懸念されるのは、表(16)で確認できるように「飲食サービス業従事者」の相対的高さであろう。もちろん、全ての者がそうではないが、特別な専門能力や資格を持たない女性が何らかの理由で母子家庭になった時、すぐに働こうとする場合、仕事はあってもその職種に限られるばかりでなく、安定した高収入の仕事に就くことが難しい現状があることを推測させる数値である。その意味は、次の表(17)の保育料の階層別人数推移からも裏付けられている。

表(16) ひとり親家庭の職業

職業	ひとり親家庭の詳細	
	父親人数(比率)	母親人数(比率)
①飲食サービス業自営	1(5.3%)	10(3.6%)
②飲食サービス業従事者	2(10.2%)	94(33.6%)
③遊戯系サービス業自営	0	0
④遊戯系サービス業従事者	1(5.3%)	7(2.5%)
⑤教育職	0	2(0.7%)
⑥技能職	5(26.3%)	24(8.6%)
⑦販売業自営	1(5.3%)	2(0.7%)
⑧販売業従事者	1(5.3%)	23(8.2%)
⑨専門技能職	1(5.3%)	17(6.1%)
⑩公務員	0	4(1.4%)
⑪会社員	6(31.6%)	51(18.2%)
⑫福祉職	0	18(6.4%)
⑬在宅(内職)	0	0
⑭無職	0	11(3.9%)
⑮その他	0	4(1.4%)
⑯不明	1(5.3%)	13(4.6%)
合計	19(100%)	280(100%)

(注意)職業の報告がある者のみの集計である。

## 9) 保育料の階層

今秋(10月)からの幼児教育の無償化により、2020年度からは市町村は事務の簡便化のために、未満児を除き家庭の収入区分を記載しなくなる可能性が推測される。表(17)はその直前の時期として、夜間保育園利用者の階層区分表として最後のデータとなったのではないかとと思われる。

今回の調査で階層記入があった者の合計は、714人(64.6%)であり、無かったものは391人(35.4%)であった。そのうち記載のあった714人の内、ひとり親家庭は208人であった。

保育料の階層区分は2010年調査でも同様であったが、市町村によりその基準が異なり、単純な比較が難しいため表の下の注意書きにあるような一応の区分で分類してみた。記入の煩雑さをさけるために大まかな4段階区分としたが、それでも所得割課税の対象となるD階層が、1996年調査や2010年調査の54%前後から今回では48.2%とかなり落ちていることが分かる。また、特にひとり親家庭ではA階層およびB階層の占める割合が208人中138人(66.3%)を占め「貧困の集中」が強く感じられたことが大きな問題である。夜間保育園の利用者家庭でも「格差」が拡大し、二極分解の傾向が感じられる結果である。

表(17) 保育料の階層別人数と推移

階層	1996年調査 全体比率	2010年調査 全体人数(比率)	2019年今回調査 全体人数(比率)	内、ひとり親家庭	
				父子家庭	母子家庭
A	15.0%	16(3.3%)	54(7.6%)	2(18.2%)	26(13.2%)
B	18.8%	133(27.1%)	180(25.2%)	1(9.1%)	109(55.3%)
C	11.8%	78(15.9%)	136(19.0%)	4(36.4%)	35(17.8%)
D	54.3%	264(53.8%)	344(48.2%)	4(36.4%)	27(13.7%)
合計	100%	491(100%)	714(100%)	11(100%)	197(100%)

(注意)①階層区分はAが生活保護世帯、Bが均等割非課税市民税所得割非課税世帯、Cが市民税所得割課税額77,100円以下、Dが所得割課税世帯77,101円以上として算出した。

②市町村によっては所得区分が10段階等の区分番号によるところもあるが、上記基準でここでは区分した。それ以外は回答された階層に従い、作表を行った。

## 10) いわゆる「気になる子」、「心配な親」の利用状況

今回の調査では、近年全国的に増加しているといわれるいわゆる「気になる子」や「心配な親」が夜間保育園をどの位利用しているかについても新たに調査した。その人数は表(18)の通りである。先の表(1)の全体1251人の利用児童数に対してその割合を求めれば、いわゆる「気になる子」は145人(11.6%)、「心配な親」の人数は135人(10.8%)であった。1園あたりの平均人数で表せば、「気になる子」は4.4人、「心配な親」は4.1人ということになる。

この数値は、近年の一般の昼間保育所でのいわゆる「気になる子」の数が1園あたり、4.1人(『全国保育協議会 会員の実態調査報告書 2016』、90頁参照)とされることとほぼ符

牒するように見えるが、昼間園のそれは 100 人ほどの定員の全国平均である。先の表(1)の夜間保育園の在籍平均人数が 38 人であったことを考慮すると、3 倍近い極めて高いのが現状である。さらに「気になる子」について驚かされたことは、表だけではわからないが、在籍 45 人中 21 人(46.7%)もの「気になる子」を抱えたところや同様に 11 人、10 人というような在籍児の 4 割を超えている園があったことである。

表(18) 「気になる子」、「心配な親」の人数と比率

気になる子	心配な親
145(11.6%)	135(10.8%)

同様に、「心配な親」の比率でも、前掲の(『全国保育協議会 会員の実態調査報告書 2016』、94 頁では、「生活面・精神面での支援の必要な家庭数」は全国で平均 3.0 ケースとされている。夜間保育園の 4.1 人という数値はその 38 人という人数規模を考慮すると、昼間保育所の 3.6 倍近い極めて高いものであることが分かる。表にはないが、「心配な親」についても 45 人在籍園で 21 人、34 人在籍園で 12 人といったところもあった。さらに大きな課題と感じたことは、「気になる子」・「心配な親」のどちらも記載の無かった園が 5 園だけであったことである(もちろん記載がないことが、当該児童らが存在しないということではない)。

言うまでもないことであるが、子どもにとって保護者(家庭)の影響は極めて大きく、保育園との連携・協力が適切になされなければ、子育て・保育の困難性が増すことは自明の理である。夜間保育園の外からは見えにくい独自の大きな課題である。夜間保育園の職員組織(職種)には、2008 年 12 月の夜間保育園連盟の「大阪宣言」にあるように、ソーシャルワークが担える職員の配置が必置に思われるのである。

## 11) 特記事項(自由記述)

「夜間保育園連盟園児調査—基礎データ—」の特記事項の、問 21「育ちで気になること」(表中では園児と表記)、問 22「子育てで気になる点」(表中では家族と表記)については 25 園から記述が得られた(家族についての特記事項の内、1 号認定、育休中及びひとり親家庭の記述を除くと、園児のみ記述がある園は 4 園、家族のみは 2 園、園児および家族の両方について記載がある園は 19 園(57.6%)、両方について記載がなかった園は 8 園という結果であった)。具体的な特記事項数は、子どもの育ち(園児)と子育て(親)とをあわせて 177 件であった。

特記事項については降園時間や家族形態との関連が大きいと推測されたので、先の表(12)の降園時間と家族形態を参考に、クロス集計したものが、表(19)－1である。なお、利用児童の全体像から特記事項のある児童の状況を理解することを目的として、特記事項に記載のないもの(空欄含む)も含めて数値化し、作表を行った。

利用児が多い時間帯ほど特記事項の絶対数が多いことは当然とも思えるが、両親家庭に比べ相対的にひとり親に関する記述が多いこと、特に降園時間が深夜化するほど、両親

家庭に比べてひとり親家庭の特記事項数が相対的に増加傾向にあることは夜間保育園の役割に関して注目すべきことであろう。

表(19)-1 保育終了時間別の利用家族類型と特記事項の数と割合

		特記事項の記載					
		両親家庭		ひとり親家庭		合計	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
保育 終了 時間	20時未満	56	361	31	76	87(16.6%) <b>50.6%</b>	437(83.4%) <b>49.3%</b>
	20時～22時未満	25	179	18	53	43(15.6%) <b>25.0%</b>	232(84.4%) <b>26.2%</b>
	22時	4	45	9	12	13(18.6%) <b>7.6%</b>	57(81.4%) <b>6.4%</b>
	22時超～24時	4	23	5	46	9(11.5%) <b>5.2%</b>	69(88.5%) <b>7.8%</b>
	24時超	3	37	15	52	18(16.8%) <b>10.5%</b>	89(83.2%) <b>10.0%</b>
	宿泊			2	3	2(40.0%) <b>1.2%</b>	3(60.0%) <b>0.3%</b>
合計		92(12.5) 737(69.6)	645(87.5)	80(24.8) 322(30.4)	242(75.2)	172(16.2)	887(83.8) 1059(100)

(注意)①特記事項数は177であったが、家庭形態の記載がない特記事項5件(20時～22時未満:2件(園児)、22時:2件(園児、家族各1)、24時超:1件(家族))は除外して作表を行った。②数値はデータ数、カッコ内は保育終了時間ごとの特記事項の有無割合を示し、斜体の数値は特記事項記載の時間帯別割合を示す。

さらに特記事項のある児童に焦点を当て、もう少し詳細にみていくために特記事項内容と家族形態、降園時間との関連を集計したものが表(19)-2である。22時未満降園では特記事項のある件数(家族形態の記載のないものを除く)のうち、両親家庭が62.3%であるが、22時以降降園では73.8%がひとり親家庭であるように、22時を境にひとり親家庭の特記事項数が上回っている。また、22時以降は22時未満降園と比較して家族の子育てへの特記数が比較的多い傾向にある。特に24時以降降園では母子家庭の子育てへの特記割合が非常に高く、保護者支援役割が大きい夜間保育施設の特徴がよく示された結果である。



表(19)－2 家族形態別特記事項の内容と降園時間の状況(データ数)

保育終了時間	特記事項数				合計	
	両親家庭		ひとり親家庭 (内、父子家庭)		園児	家族
	園児	家族	園児	家族		
20時未満	25	31	16(4)	15(3)	41	46
					87(50.6%)	
20時～22時未満	14	11	8	10	22	21
					43(25%)	
22時	1	3	3(1)	6	4	9
					13(7.6%)	
22時超～24時	2	2	1	4	3	6
					9(5.2%)	
24時超	3		5	10	8	10
					18(10.5%)	
朝まで				2		2
					2(1.2%)	
合計	45	47	33(5)	47(3)	78	94
	92(53.5%)		80(46.5%)		172(100%)	

(注意)特記事項はあったが家族形態の記載がない5件(20時～22時未満:2件(園児)、22時:2件(園児、家族各1)、24時超:1件(家族))は除外して作表した。

具体的な「育ちで気になること」に関して記載のあった記述内容(81件:家族形態のない3件を含む)を見ると、疾病や障がいに関わるものが多く、そのうちわけは「先天性多発性関節拘縮症」、「慢性肺疾患(極小未熟児)」、「発達障害」や「発達障害の疑い」、「多動」、「言葉の育ちのおくれ」などであり、「子どもが不安定」であることの指摘も目立った。その他アレルギーや来日したばかりで、日本語がほとんど通じないなどの記載もあった。

一方、「家族の子育てで気になる点」については20園で96件(家族形態未記入の2件を含む)の記述があり、児童の育ちへの特記事項を上回っていた。記載内容は、“子どもにあまり気持ちが向いていない”、“子育てが苦手”といった「育児能力不安」や「育児姿勢」に関わるもの、「親の精神疾患」や「親の精神的不安定」、さらに「虐待(児童相談所と連携しているとの記載あり)や虐待不安」などであった。また、「休みがち」や“母親が祖父母に子どもを預ける頻度が多い”といった「家庭状況」にかかわるもの、「母子生活支援施設」入所や「一時保護経験」などの社会的養護にかかわるケース、「外国籍」、「親の病気」、「生活の乱れ」、「家庭背景」にかかわるもの、母親の「子育て不安感」や「発達障害」など様々であった。

今回の調査では家庭(子育てで気になる点)に関する特記事項の記載数が園児(育ちで気になること)のそれよりも上回り、さらにその中には虐待や虐待につながる恐れもあると考えられるケースまでが指摘されていた。こうしたケースは昼間保育所の多くでも共通する今日的な大きな課題であるが、社会的養護の前段階の親子を支援する重要な役割が夜間保育園に求められる基本機能であることが鮮明に示された調査結果ともとらえられよう。

もちろん、実際にはもっと多数の「特別な配慮」を要する児童および保護者が夜間保育園にはいると思われる。そうであるだけに、より一層、親子への支援が適切に行われる人的・物的面での夜間保育環境の充実と、それを可能にするための安定的な財源の確保がなされなければならないであろう。連盟発足当初から実施している継続的な今回のような夜間保育の実態調査はその意味でも重要であることを再確認したい。

## 《 第 II 部 》

### 1、子ども・子育て支援新制度後の保育や運営上の変化

今回調査では、子ども・子育て支援新制度の施行による変化の有無について、大きくは、①子ども・子育て支援新制度後の変化、②保育の計画作成上の留意事項や工夫、③夜間保育を利用する親子の姿で気になる点の3点について、どのような変化を感じたかについて具体的記述を求めた。その結果、概括的には、新制度後33園中19園(57.6%)に変化があり、13園(39.4%)が変化なしとの回答であった(他に記載なし園が1)。意外に「変化なし」の割合が高く感じられる結果であったのは、表(20)－1に見られるように、【運営上の困難感】がむしろ増大したと無関係ではないものと思われる。

ここでは自由記述の分析から得られた大項目と小項目及びその頻度等を表(20)－1として提示し、その具体的記述を表(20)－2として示すこととした。

表(20)－1 子ども・子育て支援新制度後の変化項目

【大項目】	＜小項目＞	頻度
【運営上の困難感増大】	＜事務量の負担増＞	10
	＜運営の不安定さ＞	2
	＜補助金の減額＞	2
	＜保育施設の増加＞	2
	＜保育士不足＞	1
【保育の質向上への動き】	＜指針改定による保育の見直し＞	2
	＜保育環境改善＞	2
	＜乳児保育の充実＞	2
	＜保育士の資質向上＞	2
	＜子育て家庭支援の重要性再認識＞	1
【処遇改善】	＜処遇改善による利点＞	3
	＜処遇改善Ⅱの問題点＞	2
【認定こども園化】	＜受入子ども数の増加＞	2
	＜認定こども園化に伴う保育の見直し＞	2
【その他】	＜子どもの育ちへの懸念＞	1
	＜短時間認定家庭の延長保育料の負担増＞	1
	＜1号認定の延長利用の少なさ＞	1
	＜夜間保育利用者減少への複雑な思い＞	1

新制度による肯定的変化としては【保育の質向上への動き】、【処遇改善】などが挙げられ、開始された【認定こども園化】により、地域の子どもを受け入れやすくなり夜間要件がなくなった、保護者の子どもも転園することなく保育を継続できるようになった等の利点が挙げられていた。また、1号認定の子どもの受け入れに伴い、保育カリキュラムの工夫が必要になったことなども示されていた。

しかし、実情としては表(20)－2で分かるように否定的変化の方が多く示されている。最も多く寄せられた意見は、キャリアアップ研修による勤務調整をはじめとする<事務量の負担増>である。また、仕組みが変わったことによる補助金が減額となったケースや、基本部分と加算部分でひと月あたりの収入は増加したが、年度により加算率が維持できない年もあるといった【運営上の困難感増大】が切実な課題になっている。制度的な改善が望まれることである。

表(20)―2 子ども・子育て支援新制度施行による変化の詳細

【大項目】	＜小項目＞	頻度	テキストデータ
【運営上の困難感増大】	＜事務量の負担増＞	10	<p>【運営】指定管理施設の為、通常の施設監査以外に前期・後期のモニタリング(施設管理・運営財政)や総務課の監査等行政書類が増え事務量の負担が大きくなった。新制度により運営費の増額を期待したが財政上の変化は感じられない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一方で、キャリアアップで保育を抜ける日数が多くやりくりが大変</li> <li>○ キャリアアップ研修が増え、勤務を決めるのが大変</li> <li>事務が煩雑になった</li> <li>・保育短時間の複雑さ、10月からの保育料無償に伴う給食費の問題など、事務作業的な部分の他課題が多いと思う。</li> <li>○ 標準時間、短時間保育の区分</li> <li>・制度による加算も増えたが、任組みが複雑であったり、十分な機能を果たしているとは思えない。</li> <li>・処遇改善Ⅱでいけば4万円の縛り、長時間の研修、その穴を埋める保育士不足など、思以上に問題点が現れている。</li> <li>ややこしい事務仕事が増え、時間がかかり、保護者や子どもたち、職員と接する時間が減った。</li> <li>給付費が加算や減算で、細かく分けられるようになり、数字に厳しくなったように感じる。</li> </ul>
	＜運営の不安定さ＞	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本部分+加算部分でひと月あたりの収入は増加しましたが、年度ごとで職員の人数や経験年数にばらつきがあり、加算率が維持できなかったり、入所人数が少ない年は、主任保育士加算やその他の加算がいただけなかったりで、そのような年はやはり厳しい運営状況に陥ります。子ども達の為にも常に安定した保育が行えるような制度を望みます。</li> <li>併設園(昼間園)への希望が増加し(特に幼児)、夜間園の定員が確保しづらい。</li> </ul>
	＜補助金の減額＞	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延長保育補助金が下がった</li> <li>補助金の任組みがかわり補助金下がった</li> <li>・すぐ近くに企業型の24時間保育園ができた。</li> </ul>
	＜保育施設の増加＞	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少地域であり、待機児童の少ない地域です。そこに夜間帯で企業主導型保育所やベビーホテルが開設されました。今後人口減少に伴い、安定的に運営していけるのか不安になります。待機児童の多い地域での策であり、地域の状況に応じて設置していただけたら良いと感じています。</li> </ul>
	＜保育士不足＞	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・待機児童対策で保育園や小規模保育園が増え、保育士獲得がヒートアップし、より条件の良いところに移行する保育士の確保できない保育園は入園児獲得が出来ず、定員割れが起きている。</li> </ul>
【保育の質向上への動き】	＜指針改定による保育の見直し＞	2	<p>【保育】保育所保育指針の改定をうけ、保育課程を「全体的な計画」を作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 0歳児の3つの姿、3歳未満児の新5領域、3歳以上児の5領域、幼児期の終わりまでに育てて欲しい10の姿を勘案して再編した。</li> <li>○ 子どものつぶやきを拾って子どもたちの主体的活動へと保育を展開している。</li> </ul>
	＜保育環境改善＞	2	<p>保育環境の改善</p> <p>保育環境を充実させるように園全体での話し合いを行い各クラス内でのくつろぎスペースの設置等を行っている。</p>
	＜乳児保育の充実＞	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳児、3歳未満時クラスでの少人数による保育、乳児クラスのゆるやかな担当制保育をより確実に実施。</li> <li>○ 乳児クラスは、ゆるやかな担当制を取り入れ、応答的・継続的な関わりを持つように心がけている。</li> </ul>
	＜保育士の資質向上＞	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリアアップ研修による職員の資質向上が図られた。</li> <li>主幹保育教諭による人材育成の体制強化</li> </ul>
	＜子育て家庭支援の重要性再認識＞	1	<p>今まで以上に家庭のニーズに対応する事、子育てについて相談に乗れるような働きかけが求められている事を再認識しました。</p>
【処遇改善】	＜処遇改善による利点＞	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員の処遇改善、給与体系(チーム加算等)</li> <li>・処遇改善により保育士の収入が増えた。</li> </ul> <p>保育面では特に変わらないが、運営面では処遇改善があることで、職員の確保やモチベーションの部分では大きな効果があった。しかし、夜間保育所の保育士は昼間保育園に比べられると敬遠されがちである。</p>
	＜処遇改善Ⅱの問題点＞	2	<p>処遇改善Ⅱは同期でも差が出るため、職員間にヒエラルキーが生まれるのは問題と感じている。</p> <p>併せて、処遇改善Ⅱの要件が質の向上につながっていない点も疑問を感じている。</p>
【認定子ども園化】	＜受入子ども数の増加＞	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1号認定子どもを受け入れた</li> </ul> <p>1号認定の受け入れができるようになり(昼間型)、地域の子どもたちを受け入れやすくなったり、夜間要件がなくなった保護者のお子さんも転園することなく引き続き保育を受けることができるようになった。</p>
	＜認定子ども園化に伴う保育の見直し＞	2	<p>1号認定子どもがいることで、保育カリキュラムの工夫が必要になった。</p> <p>認定子ども園になり、多くの研修に行ったり園やグループ園との会議に参加し話し合いの場を設ける事により、保育の質、職員の質の向上に繋がっている。</p>
【その他】	＜子どもの育ちへの懸念＞	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0、1、2歳で保育園が変わることは一貫した保育が出来ないのは子どもにとってマイナス。</li> </ul>
	＜短時間認定家庭の延長保育料の負担増＞	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間認定の園児は午後2時から午後10時までが標準の保育時間となってしまったため、育児休暇を取得している家庭や求職中で入園してくる家庭については、昼間の保育園と比べて延長保育料等の負担が大きい。</li> </ul>
	＜1号認定の延長利用の少なさ＞	1	<p>運営上については、1号認定の子どもの増やしたい気持ちがあるものの延長料が負担となるせいか夜間を利用されることはあまりない様子である。</p>
	＜夜間保育利用減少への複雑な思い＞	1	<p>夜間保育を利用する親子が減少しているのを喜ぶべきなのか。複雑な思いである。</p>

(注意) 自由記述の分析方法については、(5)-2と同様の手法をとっている。

## 2、保育の計画作成や実施上の留意点

新指針になってからの各園の保育の計画(全体的な計画や指導計画など)を作成する際の留意事項や工夫点の有無についての回答と具体的記述を求めた。その結果、33園中、29園(89.9%)が留意・工夫事項あり、3園(9.1%)がなしとの回答であった(他に1園、記載無し)。以下の表(21)－1は、自由記述の分析から生成された大項目と小項目とその頻度を示したものである。

保育の計画作成上の留意事項・工夫点として、最も多かったのは【保育の基本事項への立脚】であった。保育施設として<保育の基本事項の徹底>、<子どもの学びにつながる環境>を重視した保育の実施に努めると同時に、それぞれの保護者の「自分らしい子育ての支援」を支えるといった<保護者との協働>への視点は、福祉施設としてもまた保育時間が夜間に及ぶ保育施設の留意事項の基本として重要であると思われる。

また、【夜間保育実施の配慮】として子どもの24時間および就学を見据えた<子どもの生活リズムへの配慮>をはじめ、<幅のある登園時間に対する保育の工夫>、<夕食後の活動>など夜間保育園ならではの工夫が示されている。さらに、これまでの調査からも示されているように保育時間が長時間化する傾向にある夜間保育園児にとって【家庭的な雰囲気づくり】や【家庭での経験の保障】、【個への配慮】は、子どもの育ちの前提として不可欠な事項である。

表(21)－1 保育の計画作成上の留意事項の項目表

【大項目】	＜小項目＞	頻度
【保育の基本事項への立脚】	＜保育の基本事項の徹底＞	9
	＜子どもの学びにつながる環境＞	9
	＜保護者との協働＞	4
	＜職員の資質向上＞	4
	＜自園の理念に基づく保育＞	2
	＜地域との関わり＞	2
	＜職員間の連携＞	2
【夜間保育実施の配慮】	＜子どもの生活リズムへの配慮＞	5
	＜夜間ならではの工夫＞	4
	＜幅のある登園時間に対する保育の工夫＞	3
	＜併設園の昼間保育との続きの工夫＞	2
	＜夕食後の活動＞	1
【家庭的な雰囲気づくり】	＜子どもの気持ちへの寄り添い＞	2
	＜家庭的な環境の保障＞	2
	＜のんびりの保障＞	1
【家庭での経験の保障】	＜社会体験の保障＞	4
	＜食事への配慮＞	1
【個への配慮】	＜柔軟な保育＞	3
	＜きめ細やかな対応＞	1
	＜一人ひとりの育ち＞	1
【事務作業の軽減】	＜作成書類の簡略化＞	1

保育の計画の作成にあたり各園が実施している具体的な留意事項や工夫点の詳細をまとめたものが表(21)－2である。小項目としての<保育の基本事項の徹底>、<子どもの学びにつながる環境>づくりとして、「各年齢や個人差に合わせた保育の計画と繰り返し」、「個人差に配慮した一人一人に応じた育ちの時期を見極め、連続性のある計画をたてるようにしている」などは、昼間保育園でも共通して意識されていることと思われるが、夜間保育園でも当然のこととしてその基本とされるべきことと思われる。

しかし、<子どもの生活リズムへの配慮>の具体的な展開に見られるような、「1日(24時間)を通しての生活リズムを大切にしている」、「社会環境に適応するよう、昼間の一般家庭の生活リズムを取り入れ「早寝、早起き、朝ごはん」ができるよう、留意工夫している」などは夜間保育園固有の特別な課題である。それらのことは小学校就学を意識せざるを得ない保護者からは特に強く求められていることであろう。

長時間に及ぶ保育園での生活で、家庭的な環境をどのようにして保障するか、小学校との連携を具体的にどうするか、各園ができる限りの心を砕いている様子がかがわれる結果である。

表(21)－2 保育の計画作成上の留意事項や工夫の詳細

【大項目】	＜小項目＞	頻度	テキストデータ
【保育の 基本事項 への 立脚】	＜保育の 基本事項 の徹底＞	9	・人格の尊重(子ども、保育者等、養育者含む)
			・養護面を重視(保育方法; 育児担当制、継続した日課)
			・保育環境(快適、学び、美的)の整備
			・乳児期からの教育の可視化 養護と教育の一体化、
			・安全面に対する配慮(安全教育、セキュリティ、地域との連携)
			各年齢や個人差に合わせた保育の計画と振り返りをしていく事。
			子どもに無理させない(行事に追われるなどといった事がないようにする)ような計画
			・異年齢児のクラス編成(0.1、2～5の2クラス)だが、年齢発達に沿った活動や配慮に留意。
	＜子どもの 学びに つながる 環境＞	9	子どもの発達過程には個人差があるので、一人ひとりに応じた育ちの時期を見極め、連続性のある計画を立てるようにしている。
			子どもの主体性を保育の中心に置き、保育士は子どもの感性や興味を引き出せるような環境を設定することを行っている。
			身体をしっかり使い、五感を働かせる活動の保障。自分で考え、行動できるような配慮
			○乳児は健やかに伸び伸びと、身近な人と気持ちが通じ合えるよう関わりを通して感性を育てる視点をもとに成長発達を捉え保育を繋げていけるように計画を立てる 全体の計画の中に育てほしい十の姿を入れ込み、乳児期から継続的に計画をしている。
			○幼児は10の姿を基本とし、子ども主体で物事を捉え、創造性や共同性を大事に「テーマ」を持ち活動を勧められるよう計画している。
＜保護者 との協働 ＞	4	○野菜を育て収穫する中で自然や生命尊重についての関心を持ち、食育活動に繋げていく。	
		○遊びや生活の中で図形や数の概念、文字などへの興味関心を育てる	
		○思ったこと、感じたことを絵や言葉や行動で表現できるようにする。	
＜職員の 資質向上 ＞	4	小学校への接続を意識し、一つの活動の中に10の姿を見られるよう心掛けている	
		保護者との協働、(生活リズムを整える、育児力の向上、自分らしい子育ての支援等)また親子参加プログラムを増やしている。	
		保育時間が深夜まで及ぶため、保護者との連携(中略)が重要と考えております。	
		・保護者の勤務形態が様々なため、保護者参加の行事を休日(日曜日)に取り入れている。	
＜自園の 理念に基 づく保育＞	2	・保育専門職としてのリカレント教育(継続的な現任者教育)	
		・指導計画では計画も大切だが、その後の反省、自己評価(振り返り)をより重要に見ている。	
＜地域との 関わり＞	2	・担当の職員の力量も考慮し、内容については当人が達成できるものとし、職員にも達成感を味わえるように配慮している。	
		保育所保育指針の内容を踏まえたうえで子ども・子育て支援新制度にのっとり、保育の質的向上を考えた保育課程や指導計画などを考えております。乳幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成、小学校以降の教育の基礎を培う重要な時期との認識のもと、0才から就学までの時期でいかに心豊かにたくましく生きる力を育ててゆけるか、保育園の物的環境、人的環境を通して子ども達が育つよう保育士の資質向上(研修、保育会議など)に力を入れている。	
＜職員間 の連携＞	2	・保育指針に沿った内容であるか、施設の理念、保育目標に沿った内容であるかを意識する。	
		当園の基本理念、保育目標、保育方針に留意し、年間指導計画→月案→週案へ一貫した方針で作成する。	
【夜間保 育実施の 配慮】	＜子どもの生 活リズムへの 配慮＞	5	○保育理念や保育目標、地域の特性を生かしたものになるようにしている。
			・地域との連携
【夜間保 育実施の 配慮】	＜子どもの生 活リズムへの 配慮＞	5	・保育の計画もそうですが、日常の保育の中での課題は担任だけではなく会議等で他クラスの職員の意見も参考にし改善していくように努めています。
			異年齢児保育をすすめるにあたりたくラストの連携。発達に応じた指導計画の確認と共通理解
【夜間保 育実施の 配慮】	＜子どもの生 活リズムへの 配慮＞	5	保育時間が深夜まで及ぶため、(中略)生活リズムへの配慮が重要と考えております。
			夜間の時間帯は夕食や沐浴、入眠といった生活を中心とした保育となります。 ①1日(24時間)を通しての生活リズムを大切にしている。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間保育を受ける子どもたちも多く、乳児は特に一人一人の生活リズムを大切に日課を作りそれをもとにしている。</li> <li>○社会環境に適応するよう、昼間の一般家庭の生活リズムを取り入れ「早寝、早起き、朝ごはん」ができるよう、留意工夫している。</li> <li>・小学校の入学を視野に入れながら、幼児については午前からの活動に移行していくように計画を立てている</li> </ul>
	<夜間ならではの工夫>	<p>4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保育指針を基に計画を作成するが、必ず夜間保育として大事にしたいところは、しっかりと計画の中に入れる。</li> <li>②夜間ならではの取組みや配慮を制作する際に留意する。</li> <li>・主活動の時間帯を夕方になっている。</li> <li>乳児と幼児の異年齢でのかかわりや食育・クッキングなど、少人数をいかしたきめ細かな保育内容やより個別に対応できるので、夜間保育園ならではのよさをいかすような、昼間園とは違う内容を重視している。夜間ならではの園外保育(イルミネーション見学・花火大会・夏まつり・蛍見学など)。</li> </ul>
	<幅のある登園時間に対する保育の工夫>	<p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児・幼児ともに登園時間に幅があるため、コーナーを作り自分で遊びを決め選ぶ経験をするようにしている。</li> <li>登園時間が昼間園の子どもたちと比べ、遅い子どもたち(特に幼児)が十分に活動しきれていない部分を夜間の時間帯で補っている。</li> <li>朝の延長時間、教育時間、夕方以降、夜間の時間の遊びが偏らないように変化をつけている。例えば、遅めの登園の園児も、運動遊びができるように・</li> </ul>
	<併設園の昼間保育との続の工夫>	<p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昼間こども園との併設園なので、昼間部はこどもの世界を中心とした仲間づくりのカリキュラムに夜間部は「おうち保育」と呼び家庭的な雰囲気づくり(ホッとする・甘えられる)をしている</li> <li>昼間園が併設なので、18時までは年齢別クラスで保育を受けている。</li> </ul>
	<夕食後の活動>	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夕食後クールダウンする時間等の遊び方の工夫。</li> </ul>
【家庭的な雰囲気づくり】	<子どもの気持ちへの寄り添い>	<p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育者も子どもたちのそばで気持ちに寄り添い、応えられる家庭的な雰囲気を大切にしている</li> <li>子どもたち一人一人の気持ちに寄り添いながら、ゆったりと過ごせる環境づくりに特に留意しています。</li> </ul>
	<家庭的な環境の保障>	<p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長時間保育になるので、3歳以上児は夜間保育用の陶器のお茶碗やコップを家から持って来てもらったり、トランプ、ボードゲームなどをたくさん用意して、家庭で遊んでいるかのような空間づくりを大切に計画しています。</li> <li>・自由遊びや夕食時には乳幼児が同じ保育室で遊んだり食事をしたりできる、環境に努めている。</li> </ul>
	<のんびりの保障>	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園にいる時間が長いので、子どもたちの1日の生活の中でのんびり出来る場所、空間を提供出来るようにしている。</li> </ul>
【家庭での経験の保障】	<社会体験の保障>	<p>4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>夜間の時間帯ならではの行事(レストランごっこや、ホテル観賞、地域の夜祭への参加、花火、流しそうめんなどの季節行事を企画して、夜間園児に不足がちな社会体験</li> <li>・生活経験の少ない子ども達が多い中で、保育園で様々な活動や経験を保障していくように努力しています。</li> <li>○就学時まで、昼間の児童と同じような経験ができるよう工夫している(園の大きな行事は合同でしている)</li> <li>・長時間保育のため、社会体験や生活体験を取り入れるようにしている。</li> </ul>
	<食事への配慮>	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>又、食事においても、旬のものや季節感を大切にしてバリエーション豊かになる様工夫している</li> </ul>
【個への配慮】	<柔軟な保育>	<p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎日利用している子、週2～3日利用の子、月数回利用の子というように利用回数が違うため、子どもの顔ぶれが毎日変わる。その為、柔軟に対応できるような計画を意識している。</li> <li>日中は各クラスで設定保育等行っているが、夜間は子どもに合わせて(眠たがっている子は眠り、遊びたい子は遊ぶ)過ごしている。</li> <li>○主体的な保育を展開していく上で、柔軟に計画の変更ができるような内容にしている。</li> </ul>
	<きめ細やかな対応>	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、少人数保育の良さを生かしたきめ細やかな対応を心掛けています。</li> </ul>
	<一人ひとりの育ち>	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個の育ちを重点的に捉え、計画や配慮をした保育を記録に残している。</li> </ul>
【事務作業の軽減】	<作成書類の簡略化>	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務的な面から、保育士の事務時間が超過しないように書く内容の簡略化も進めてきた。</li> </ul>

(注意)自由記述の分析方法については、表(5)-2と同様の手法をとっている。



### 3、夜間保育園を利用する親子の姿を見ての気になる点や心配な点

夜間保育を利用する親子の姿で気になる点や心配な点の有無を尋ね、具体的記述を求めた。その結果、33 園中、29 園(87.9%)が気になる親子の姿があると回答し、心配な姿はないとの回答は3園(9.1%)のみであった(他に記載がない園が1)。ここでは表(22)－1として自由記述の分析から生成された大項目と小項目とその頻度を示し、具体的記述内容は、表(22)－2として示した。

表(22)－1 夜間保育を利用する親子の姿で気になる点・心配な点の項目と頻度

【大項目】	＜小項目＞	頻度
【親の養育力】	＜養育能力の乏しさ＞	7
	＜親の子どもへの関わり＞	6
	＜親の子育て意識＞	5
	＜虐待の懸念＞	3
	＜育児への自信のなさ＞	1
	＜親との関わり＞	1
【家庭の状況】	＜家庭の孤立感＞	4
	＜ひとり親家庭の子育て困難＞	3
	＜複雑な家庭環境＞	3
	＜家庭状況の見えづらさ＞	2
	＜親の多忙による情報共有の困難さ＞	1
	＜保護者の不規則な勤務状況＞	1
	＜外国籍の保護者のストレス＞	1
	＜食生活＞	1
【子どもの生活リズムの形成】	＜生活リズムの乱れ＞	7
	＜就学を見据えた生活リズム形成への危惧＞	6
【親子関係の希薄さ】	＜愛情不足への憂慮＞	4
	＜親子のコミュニケーション不足＞	1
【保護者とのコミュニケーションの難しさ】	＜保護者支援の困難さ＞	1
	＜外国籍の保護者とのコミュニケーションの困難さ＞	1
【親の罪悪感】	＜親が抱える子どもへの申し訳なさ＞	1
【長時間保育による養育力低下への懸念】		1
【子どもの不安定さ】		1

夜間保育利用の親子の姿で気になる点・心配な点として最も多かったのは【親の養育力】に関わる項目であった。子どもの育て方がわからず園任せになってしまう傾向といった<養育能力の乏しさ>や、<親の子どもへの関わり>がうまくいっていないことの心配が多く示されていた。これらは近年の昼間保育所と全国的に共通する大きな課題であるが、家庭のあり方や社会的な子育て支援の内容が問われている。

次いで、【家庭の状況】が気がかりな点として挙げられている。夜間保育を利用する親子の中には<家庭の孤立感>、<ひとり親家庭の子育て困難>、<複雑な家庭環境>といった状況にあり、日々の生活において親子のコミュニケーションを楽しむ余裕を持ちづらい状況下に置かれている家庭がある。中には家になかなか帰りたがらず、迎えを喜ばない子どもの姿は、【親子関係の希薄さ】、<愛情不足への憂慮>といった言葉では片づけられない子どもの訴えであり、切迫した事態と保育関係者ではとらえるべきことであろう。こうした問題は、先の表(19)－2でも指摘されていたことと重なるが、夜間保育園においてはより適切な家庭(保護者)との連携・つながりが求められている状況とも言えることである。

また、心配な点として【子どもの生活リズムの形成】も多く確認された。子どもの生活リズムの形成は家庭での過ごし方が重要となるが、厳しい親の就労状況もあり、どのようにして具体的に改善していくかについては各園とも苦慮していることがうかがわれる。いずれにしても夜間保育園には家庭の状況の正しい把握やそれに応じた特段の親支援が求められているということである。

連盟の2008年の「大阪宣言」においては、夜間保育園の役割として社会的養護の前段階にある子どもと保護者双方への支援を一体的に提供することが明示されている。あらためて、「子どもの貧困」などが大きな社会問題になっている今日、子どもの最善の利益を保障するための親支援は切迫した課題であることを確認したい。

表(22)－2 夜間保育を利用する親子の姿で気になる点・心配な点

【大項目】	＜小項目＞	頻度	テキストデータ
【親の養育力】	＜養育能力の乏しさ＞	7	・子どもの発達が分からなかったり、関わり方が分からなかったり、育て方が分からなくてすべて園任せにしてしまう方がいます。
			・子どもは可愛いのが、養育能力が低い。子どもより自分を優先してしまう傾向。
			【親】養育力が弱い。
			・親自身の育ちの問題。(子どもに適した養育方法を知らない等)
			・母が精神疾病を抱えていて子育てが苦手
			・保護者が仕事休みでもいつも通り長時間預けている家庭がある。「休んで下さい」とは言わない(思わない)が、せめていつもより早めのお迎えをお願いしたいがいろいろ理由をつけて長時間預けている。
	＜親の子どもへの関わり＞	6	・子どもの反抗期などに対応できず、手を挙げてしまう方もいます。
			○子どもとの関わり方がわからない親が多い。
			親だから我が子に愛情は持っているけれど、時によりイライラが目立ち、子ども(4歳と5歳児)は、親の顔色を盗み見て、情緒不安定になることが多い。
			○子どもの要求や甘えわがままを物(食べ物やおもちゃ)を与えることですり替える
			眠い時間帯ではあるが、親が迎えに来るまではしっかり目を開けていて眠らず、家で母親が大声を出していた為、近隣から通報されたとのこと
			○単身世帯で、保護者が「子どもが言うことを聞かない」と叩いたり、大声を出したりして、近所の人に警察に通報されたり、保護者も子育てに悩み、パニックになることがある。(児童相談所に通報し連携をとっている)
＜親の子育て意識＞	5	・子どもに接する態度に不適切さを感じる。(叱り方、声のかけ方)	
		・夜間保育に限らないでしょうが、最近の傾向として、育児力の低下(保育所に頼る)、メディアの影響、	
		・一緒に子育てして行くということが伝わるまでに時間がかかる。	
		・本来家庭ですべきことができないので、園がかわって行こう、やっってもらうのが当たり前になってしまったり、要求がエスカレートしてしまうことがある。	
		福祉的観点から特に入浴や食事は生活面で配慮しているが、そのことが親の楽なこととして受け止めている方が一部いる	
		・夜間預ける事で、子育てと向き合わない(仕事が無い日、時間も保育所に預けてしまう)	
＜虐待の懸念＞	3	・市内に児童養護施設やショートステイ、トワイライトステイを利用できる施設がないため、虐待の恐れがある場合や、子育ての不安のある保護者の受け入れの要請が行政から来てしまう。	
		○同居人が「子どもを遊んであげている。可愛がっている」と言って、体にアザを作ってくることがある(児童相談所に通報し、連携をとっている)	
		・夫婦喧嘩や、子どもだけの徘徊などで虐待通報されている	
＜育児への自信のなさ＞	1	【親】育児に自信がない。	
＜親との関わり＞	1	・親のできる範囲の見極めが難しい。	
【家庭の状況】	＜家庭の孤立感＞	4	【親】また、支援してくれる人が圧倒的に少ない。
			・地方出身者で近くに助けてくれる家族や友人がいない。
			【親】子育ての情報も入りにくい。
			【親】孤独感がある。
	＜ひとり親家庭の子育て困難＞	3	シングルのお母さんで、あまり人を頼らず、頑張って子育てをしている。ダブルワークをしているので、ほぼ毎日閉園時間の22時にお迎え。その為子どもが疲れていて日中も覇気がない。お母さんも疲れている様子なので、心配。
			・シングルで子育てしている保護者が多く、経済的な悩みや子育てについて悩みを抱えている保護者も多くいると思います。
＜複雑な家庭環境＞	3	・ワンオペ育児をしている	
		・離婚されて離れて住んでいる父(母)との関係が複雑だったり、その父やまたは祖父母に預けられることが多い。	
＜家庭状況の見えづらさ＞	2	・家庭環境(配偶者等)の乱れ。	
		・両親の仲が良くなかったり、再婚をされたりして、子どもが落ち着かない。(何かしら敏感で、泣いたり怒ったり、またすぐ甘えたりする。)	
			数名ではありますが、家庭でどのように過ごしているのか、また、どのように関わってもらっているのか実態がもうひとつ分かりにくいこと。
			・保育園を利用する日数が極端に少ない。

	<親の多忙による情報共有の困難さ>	1	・例①登園は朝の移送保育を利用(夜間園開所時間前の為、昼間保育園に登園)、降園は夜の遅い時間であり、朝は母が、夜は父が送り迎えをしている。両親共に忙しく保育園からの連絡事項が家庭内で共有されていないことが多い。また保育園にとっても、夜間・昼間にまたがり複数(多数)の職員での連絡事項の共有が必要になる。特に、子どもに直接関わる事柄の時には、慎重な対応が求められる。
	<保護者の不規則な勤務状況>	1	夜間だけの利用ではなく、ローテーション勤務等で夜間も利用している方もいるため、不規則な勤務体制の保護者へのサポートが気になる。
	<外国籍の保護者のストレス>	1	・外国人利用者における育児以外(仕事、生活)のストレスがあるのを認識していること
	<食生活>	1	・食生活
【子どもの生活リズムの形成】	<生活リズムの乱れ>	7	・親子関係に問題はないが午後(夕方)に登園することがあり、子どもの生活リズムが乱れることがある。
			・生活リズム
			生活リズムの乱れ。深夜の送迎など
			○基本的な生活習慣(家庭での食事の偏り・ゲーム等で就寝時間が遅い)
			・親の仕事上で、就寝時間が遅くなるのは仕方がないが、早く帰れた日でも就寝時間が遅くなりがちで、夜型の生活になってしまい午前中ぼーっとしていたり、夕食後とてもテンションが上がってしまう子どもがいます。
	<就学を見据えた生活リズム形成への危険>	6	毎夜仕事が遅くまである親の生活リズムが優先され、子どもも朝遅く起きるので登園時間が遅いと、クラスの中に入りにくかったり設定保育等の作業が遅れてしまう。
			両親の仕事の都合で、1歳児でも園での就寝(午後9時から25時まで)が昼寝感覚で、朝5時前後から午後1時ごろまでが睡眠時間になっており、昼夜逆転の生活をしている。
			どうしても、保護者の方たちの仕事上、生活リズムが夜型になってしまいがちです。就学までに子どもたちの生活リズムが朝中心になれるよう配慮しています。
			就学すると、朝活動する時間が早くなる子が多いが、保護者は生活リズムについて、大人の生活に合わせている方が多く、就学時の子どもの負担が大きくなっている事
			現在、当園では20:30位の最終降園になっていますが、以前は22:00の降園になっていた子供たちの生活時間が夜型になってしまうのではないかと心配があった。特に年長児が就学に向けて朝型に生活時間を変更する必要があるのではと気になっていた。
			・生活リズムが夜型になってしまうので、小学校に行った際に、上手くりズムを調整していけるかどうか心配な家庭がある。
			また、夜間利用の家庭の昼夜逆転の生活を出来るだけ就学に合わせて午前中からの利用を進めているが、保護者の意識が低く就学してから苦労しているケースが見られる。
			○就学に向けての見通しを持った生活の構築が出来ない
【親子関係の希薄さ】	<愛情不足への憂慮>	4	日中と比べ、保育時間が長い子どもが多いので、親子関係が希薄にならないか、愛情が不足しがちではないかという点。保育士だけでは補えない部分もあるかと思うので。
	<コミュニケーション不足>	1	保育時間が長時間におよぶことで親子のコミュニケーション不足。
【保護者とのコミュニケーションの難しさ】	<保護者支援の困難さ>	1	・夜間保育園だけではないと思いますが、支援の必要な保護者が多く、関係機関からの連絡や情報提供等が多いです。関係機関との関わりを嫌がる方が多く支援がとても難しいです。
	<外国籍の保護者とのコミュニケーションの困難さ>	1	・外国籍の保護者のため、言葉での理解がされていないことも多く、登降園の時間だけでなく、他にも日常の持ち物、入浴といった気になる点はある。
【親の罪悪感】	<親が抱える子どもへの申し訳なさ>	1	・長時間保育について、子ども達は楽しく過ごしているが、親御さんは子どもに負担を掛けて申し訳ないと感じているようだ。
【長時間保育による養育力低下への懸念】		1	・長時間保育、昼夕の2食提供をしているため、保護者の子育て支援としては助けになっているが、園に依存したり、保護者の力を低下させたりしてしまうのではないかと。そのため、子どもにとって、より良い支援になっているかどうかという点。より愛着形成に取り組んでいきたい。
【子どもの不安定さ】		1	【子ども】イライラしたり、気分にもムラがある。落ち着きがない。

(注意)①気になる点、心配な点以外に保護者が安心して夜間保育を利用するための配慮事項についての記載もあったが、ここでは含めていない。②自由記述の分析方法については、表(5)-2と同様である。

### 3、全体(第Ⅰ部・第Ⅱ部)のまとめ —現状と課題—

2008(平成 20)年12月1日、大阪市千里で行われた全国夜間保育園連盟の「第21回 経験交流研修会」で採択された「大阪宣言」は、夜間保育園の役割をあらためて考えさせるものとして今日的にも極めて重要な文書である。宣言では、夜間保育園の役割を十分に発揮するために今後必要なものとして、「①親支援に専念できる主任級保育士の配置、②夜間保育園の機能拡大のための児童家庭支援センターの付置、③夜間保育園(児童家庭支援センター)に保育ソーシャルワークの役割を担う職員の配置を求める」などがあげられていた。今回の利用者調査の結果はそうした必要性をさらに一層はっきりさせたと思われる。

以下、全体のまとめとして、本文と一部重複する形になるが、あらためてそうした提言につながると思われる重要な部分を箇条書き的に列挙しておきたい。

- 
- ①夜間保育園の大部分は、利用者が限定されていることから小規模施設が多く、しかも定員割れの所も多くその経営基盤は一般に脆弱である。存立のためには今後も昼間保育園とは別の特別な公的支援、補助等を必要としている。
  - ②夜間保育園の利用児童の特徴は、0歳児または1～2歳児から入園し、卒園するまでの長期間の利用者割合が9割近いなどの特徴がある。また、各年齢別の利用児童数もほとんど変化しないので、そうした長期間、長時間の利用児特性に対応した家庭的・個別的な適切な保育カリキュラムの策定が求められている。
  - ③夜間保育園を利用している家庭に限定しては、ひとり親家庭の割合は(28.3%)と極めて高く、地域福祉、母子福祉、母子保健あるいは精神保健福祉的な視点からの子育て支援策、就労支援、家庭支援等が求められる。
  - ④夜間保育園の利用実態は、昼間保育所の代用型の利用も多いが、その場合でも比較的長時間の保育を受けている者の割合が高い。またさらに、夜間10時以後、深夜あるいは宿泊にまでおよぶ利用者の割合も約25%と高く、とりわけひとり親家庭では約4割がそうである。ここでも夜間保育園には相談・助言機能の強化や家庭支援機能の強化が強く求められている。
  - ⑤夜間保育園の利用者の職業は職種のばらつきが大きい。母親の職業では雇用や収入が比較的不安定と思われるサービス飲食業などの従事者などが多い。所得的にもばらつきはあるが、全体の32.8%はB階層以下である。とりわけひとり親家庭に関しては、保育料の階層はB階層以下が66.3%を占めている。A階層(生活保護世帯)も母子家庭では

13.2%もあり、逆に D 階層(所得割課税世帯)は 13.7%と低所得者階層に集中している。貧困対策も視野に入れた行政との連携による働きかけが求められている。

- ⑥夜間保育園のなかには、障害や特別な配慮を要する児童を多く抱えるだけでなく、さらにその保護者のなかには精神的に不安定な者、育児能力不安(不足)の者なども多く、虐待(おそれ)の疑われる家庭など「社会的養護」の前段階と考えられ、緊急に支援を要する家庭もある。また、いわゆる「気になる子」「心配な親」の在籍比率も一般の昼間園などに比べかなり高く、夜間保育園と他機関との連携が必要になる「ソーシャルワーク」機能のさらなる強化が望まれ、それを担える人材の配置が緊急に求められている。
- ⑦子ども・子育て支援新制度に関連しては、57.6%保育園で変化があったとされているが、必ずしも肯定的評価や変化ばかりではなく、事務量の負担が増大したことなどの「運営上の困難感の増大」等の課題も指摘されている。国レベルでの改善課題である。
- ⑧保育の計画作成や実施上の留意点では、【保育の基本事項への立脚】があらためて意識され、子どもの学びにつながる環境づくりや保育の基本事項の徹底、子どもの生活リズムへの配慮などが意識されるようになったことがうかがわれた。新制度を契機に、「質の向上」が大きな課題であることがかなり意識化されている。
- ⑨夜間保育園を利用する親子の姿を見ての気になる点や心配な点については、(就学を見据えた)生活リズムの乱れへの危惧、親の養育能力の乏しさ、親の子どもへの関わり、親子関係の希薄さなどが大きな課題と感じられた。これらは必ずしも夜間保育園だけの問題ではないが、保育の展開のために保育園関係者が保護者とどのような日常的な信頼関係を構築していくか、具体的支援のあり方があらためて問われている。

以上

---

《 参考資料(調査用紙) 》

1、2019年 夜間保育園概況調査①

2、保育概況調査 ②

3、夜間保育園連盟園児調査 —基礎データ—

1、2019年 夜間保育園概況調査①

調査担当者様

2019年 月 日

2019年度 全国夜間保育園連盟保育状況調査票

調査基礎データアンケートⅠ

調査基準日 平成●年●月●日

1	施設名(※)	住所		
2	併設園の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
3	定員	名	現員数(月日)	名
	併設園の定員	名	併設園の現員	名
4	開所時間	注)24時間法で記入…午前1時は25時、午後2時は26時となります		
	①基本保育時間	時 ~ 時		
	②通常の開所時間	時 ~ 時		
	③午前延長保育時間	時 ~ 時		
	④午後延長保育時間	時 ~ 時		
5	併設園との保育形態	<input type="checkbox"/> 単独 <input type="checkbox"/> 合同		
6	一時預かり保育の実施状	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		<input type="checkbox"/> 自主事業
7	学童保育の実施状況利用可能状況	<input type="checkbox"/> あり 現員( )名 <input type="checkbox"/> なし		<input type="checkbox"/> 自主事業
		何時まで?( )	何年生まで?	( )年生まで
8	1に記入した施設(※)を除く法人所有施設数	施設		
9	勤務が夜間に及ぶことでの職員への配慮はありますか?	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
	具体策をご記入ください→			
10	採用時の工夫はありますか?	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
	具体策をご記入ください→			
11	(いわゆる)気になる子の在籍数	名	(いわゆる)心配な親の在籍数	名

## 2、保育概況調査②

2019年 月 日

貴施設名

調査主体:全国夜間保育園連盟

～ 以下の3点についてお尋ねします。該当する□に✓をお願いします。～

### 【子ども・子育て支援新制度施行について】

・ 子ども・子育て支援新制度が施行されましたが、そのことによる保育や運営上の変化を感じられましたか。

はい

いいえ

↓ はいと回答された方

新制度施行による変化について、ご記入ください。

### 【保育の計画と実施について】

・ 保育の計画（保育課程や指導計画など）を作成する際、特に留意している事項や工夫しておられる点がありますか。

はい

いいえ

↓ はいと回答された方

留意している事項、工夫点などについてご記入ください。

### 【夜間保育利用の親子の姿について】

・ 夜間保育を利用する親子の姿で気になる点や心配な点がありますか。

はい

いいえ

↓ はいと回答された方

親子の気になる姿、心配な点などについてご記入ください。

長時間のご協力、誠にありがとうございました。



### 3、夜間保育園連盟園児調査—基礎データ—

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
No.	園児名 (イニ シャル)	生年月日 (平成)	年齢	性別	入園 年齢	通常登 園時刻	最も早い 登園時刻	通常降園 時刻	最も遅い 降園時刻	登園 時付 添い	降園 時付 添い	降園 手段	登園 所要 時間	夕給食の 利用	父の 職業	父勤務形態 正規・契約・他	母の 職業	母勤務形態 正規・契約・他	階 層	特記事項(園児) 育ちで気になること	特記事項(家族) 子育てで気になる点
記入例	AK	250612	5	男	0歳児	10時頃	8時半頃	23時半頃	26時頃	①	①	②	20分	週3日以上 週6日未満		正規社員 契約社員 パート他	②	正規社員 契約社員 パート他	B	発達遅滞あり	母ネグレクト?
1					歳児								分								
2					歳児								分								
3					歳児								分								

(以下、同じ 省略)

## あ と が き

全国夜間保育園連盟の本年度からの新会長の酒井義秀先生から、今回調査の実施依頼を櫻井 慶一が正式に受けたのは新年度になった4月23日のことである。6月末に金沢市で開催が予定されていた「経験交流研修会(全国大会)」にできれば間に合わせたいということであった。

調査原表もできていない状況であり、保育現場は5月、6月は特に一番忙しいときなのでアンケートの回収ができるのか危ぶまれたが、ぎりぎりで【暫定版】としてまとめ、大会に間に合わせることができてほっとした。しかし、回収が26園(43.3%)と低かったので、大会終了後にも未回収園には連盟事務局から再度のアンケートへの協力がなされた結果、7園がさらに追加回収され合計33園(55%)となったので、再度、今回【完成版】として本報告書を作成した。

2回にわたる調査報告書の執筆、まとめは櫻井慶一および大江まゆ子が共同で行ったものである。歴史的にも貴重と思われる調査に関われたことを名誉に感じている。文責は2人が負うものであるが、膨大なデータ処理や難しい調査結果のカテゴリー化などの重要で大変な部分はほとんどを大江さんが担当してくれたことに感謝して、付記しておきたい

認可された夜間保育園が全国的に増加して、劣悪な『ベビーホテル』がなくなることを心から願うのみである。

2019年9月30日 (櫻井 慶一)

# 全国夜間保育園 利用児(者)実態調査

—子ども・子育て支援新制度下での夜間保育園—

2019年(令和元年)9月

発行 全国夜間保育園連盟

発行人 酒井義秀

〒857-0879 長崎県佐世保市島地町5番10号

島地(しまんじ)シティ夜間保育園内 全国夜間保育園連盟事務局

担当 桑原静香

TEL : 0956-23-0030 / FAX : 0956-23-3303